

## 奈良市防災情報ステーションにおける無線公衆 LAN サービス利用規約

### (目的)

第1条 この規約（以下「本規約」という。）は、奈良市が、防災情報ステーションを整備することで、災害時または平時において住民等が無線 LAN を有効活用し、インターネットを利用した情報収集ができるように、奈良市（以下「市」という。）が提供する無料公衆無線 LAN サービス（以下「本サービス」という。）の利用に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (サービスの内容)

第2条 本サービスは、市が本規約に同意した者（以下「利用者」という。）に対し、公衆無線 LAN 接続環境を提供し、利用者はインターネットへの接続を可能とするものである。

### (用語の定義)

第3条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用する。

- (1) 本サービス 住民等に向けて、市が Wi-Fi によるインターネット利用環境等を提供する電気通信サービスをいう。
- (2) 利用者 本サービスを利用する者をいう。
- (3) 利用者端末 本サービスを利用するために利用者が使用する端末機器（ハードウェア、ソフトウェア及びその内部に記録されたデータ一切を含む。）をいう。
- (4) 市設置設備 本サービスのために市が設置した電氣的設備（市が第三者から調達したものを含む。）をいう。
- (5) 無線 AP 市設置設備に含まれる無線アクセスによる利用者認証機能対応ルータをいう。
- (6) 利用者認証 利用者が、本サービスの提供を受けるために、利用規約に同意した旨を無線 AP に送信することによって認証を受けることをいう。
- (7) 無線認証設備 市設置設備に含まれる利用者認証のための設備をいう。
- (8) 対象区域 無線 AP から電波が届く範囲で、本サービスによる通信を行うことができる区域をいう。

### (無料利用)

第4条 利用者は、本規約に同意の上、利用者認証を完了したときは、本規約に従って対象区域で本サービスを無料で利用することができる。利用者が本サービスを利用したときは本規約に同意したものとする。

2 本サービスを利用することができる施設、場所及び時間は別途示すとおりとする。た

だし、利用時間については、施設の都合等により予告なく変更することができるものとする。

(本規約の変更と適用)

第5条 市は、利用者の同意を得ることなく本規約を変更することができるものとし、当該利用時点における本規約の最新バージョンが利用者に適用されるものとする。

2 利用者は、利用規約同意画面に設けられたリンクによって、最新バージョンの本規約の内容を確認することができる。

(利用者の資格)

第6条 利用者は個人とし、法人等による組織的な利用は認めない。ただし、市が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(利用の制限)

第7条 本サービスを利用できる端末装置は、スマートフォン、タブレット等のモバイル端末のほか市が認める端末装置とする

2 本サービスの継続利用時間は最長 24 時間とする。

3 本サービスの利用可能時間は 0 時から 23 時 59 分までとする。

(利用の条件)

第8条 本サービスの利用は、本規約に同意した個人に対して認めるものとする。

(利用中止)

第9条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用を中止することがある。

(1) 本サービスあるいは本サービスの一部のシステムの保守を定期的に又は緊急に行うとき

(2) 第14条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき

(3) 本サービスの提供に要する電力の供給停止があったとき

(4) 本サービスに関し第三者から市へのクレーム、請求等がなされ、かつ市が必要と認めるとき

(利用停止)

第10条 市は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市が定める期間、本サービスの利用を停止することがある。

(1) 第15条（禁止事項）の規定に違反したと市が認めたとき

(2) 前号のほか、本規約の規定に反する行為であって本サービスに関する市の業務の遂行又は市の無線認証設備及び無線 AP に著しい支障を及ぼし又は及ぼす恐れがある行為をしたとき。

(利用者認証)

第 1 1 条 利用者は、本サービスを利用する際、利用者認証を行うものとする。

(通信の条件)

第 1 2 条 本サービスに係る通信プロトコルは、IEEE802.11b、IEEE802.11g、IEEE802.11a、IEEE802.11n に準拠する。ただし、その通信プロトコルに係る理論上の伝送速度を保証するものではない。

2 本サービスは IPv6 通信には対応していない。

(無線区間の暗号化)

第 1 3 条 本サービスでは無線区間の暗号化は実施されていない。

(通信利用の制限)

第 1 4 条 市は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な通信及びその他の公共の利益のため緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を中止する措置をとることがある。

2 利用者は、次の各号に定める場合には本サービスを利用できないことがある。

(1) 通信が著しく輻輳したとき

(2) 市が予め設定した数を超えて複数の通信が同時に行なわれるとき

3 市は、利用者が一定時間通信を行わないときには、その接続を切断することがある。

4 特定の対象区域においては、その伝送速度について特段の制限がある場合がある。

(免責)

第 1 5 条 市は、利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性その他いかなる事項に関する保証も行わず、かかる情報等に起因して生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

2 利用者端末に起因して生じた損害についても前項と同様とする。

3 市は、本サービスの提供、変更、利用中止若しくは廃止、本サービスを通じて利用者が取得する情報等の流出若しくは消失等、又はその他本サービスに関連して発生した利用者又は第三者の損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとする。

(禁止事項)

第16条 利用者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為を行わないものとする。

- (1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標登録等）、プライバシー、肖像権その他の権利を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為
- (2) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為又はその恐れのある行為
- (3) （詐欺、業務妨害等の）犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
- (4) 児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、又は結びつく恐れの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく若しくは結びつく恐れの高い場合又は未承認医薬品等の広告を行う行為
- (7) 貸金業を営む登録を受けずに、金銭の貸付の受付を行う行為
- (8) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (9) 本サービスにより利用する情報を改ざんし、又は消去する行為
- (10) 他人になりすまして本サービスを利用する行為（偽装するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含む）
- (11) 有害なコンピュータプログラム等を送信、掲載又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (12) 本人の同意を得ること無く不特定多数の者に対し、商業的宣伝若しくは勧誘の電子メールを対象区域から送信する行為
- (13) 本人の同意を得ること無く、他人が嫌悪感を抱く又はその恐れのある電子メールを対象区域から送信する行為
- (14) 市若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与える恐れのある行為
- (15) 故意に本サービスを利用できる状態を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと
- (16) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (17) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人若しくは脅迫等をいう。以下この欄において同じとする。）を請負し、仲介し又は誘引（他人に依頼することを含む。）する行為
- (18) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷若しくは虐待する画像等の情報その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を送信する行為

- (19) 性的表現、暴力的表現、出会い系サイトに係るもの、その他青少年の健全な育成を阻害する情報を送信する行為
- (20) 人を自殺に誘引若しくは勧誘している場合又は第三者に危害の及ぶ恐れの高い自殺の手段等を紹介している行為
- (21) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクを貼る行為
- (22) 犯罪や違法行為に結びつく又はその恐れの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷又は侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、他者をして掲載等させることを助長する行為
- (23) 本人の同意を得ずに個人情報を無断で収集する行為
- (24) セキュリティが確保されていない回線又はサーバ等の環境で個人情報を取得する行為
- (25) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると市が判断した行為

#### (利用者端末等の管理)

第17条 利用者は自己の費用と責任で利用者端末を準備する。

- 2 本サービスが、公衆無線 LAN サービスであることを鑑み、利用者は利用者端末にセキュリティ対策を施す等、自己の費用と責任において十分な注意を払うものとする。
- 3 利用者は、認証情報を自己の責任をもって管理するものとする。
- 4 利用者端末又は認証情報の管理がなされなかったために利用者が本サービスを利用できなかった場合、又は第三者より被害を受けた場合であっても、市は一切の責任を負わないものとする。

#### (権利の譲渡)

第18条 利用者は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡することができないものとする。

#### (公衆無線 LAN サービス利用のリスク)

第19条 本サービスは、公衆無線 LAN サービスとして、利用者以外の第三者も利用可能なサービスであるため、悪意のある第三者が電波を故意に傍受し、ID やパスワードまたはクレジットカード番号等の個人情報、メールの内容等の通信内容を盗み見る可能性がある。特に重要な通信については、利用者の判断と責任のもとで行うこと。

#### (個人情報の取扱い)

第20条 利用者は本サービス利用に際して必要となる次の個人情報を、次の目的のために市が取得及び利用することに同意するものとする。

<取得する個人情報>

認証情報、接続日時、回数、IP アドレス、接続端末情報などの利用者情報

<利用する目的>

(1) 本サービスの提供、悪用防止及びセキュリティ保持等の保守、並びにこれらに関連する業務の改善

(2) 無線 AP に関する設置・接続ニーズ調査及び新サービス開発

2 個人情報は本規約に同意した上で無線 AP に接続し、本サービスを利用した場合のみ取得される。本サービスを利用されない場合には取得されない。

(準拠法)

第 2 1 条 この利用規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとする。

(専属裁判管轄)

第 2 2 条 利用者及び市は、本サービスの利用又は本規約に関連する紛争一切について奈良市役所本庁舎の所在地を管轄する裁判所を第一審裁判所とする。

(附則)

本規約は平成 2 7 年 4 月 1 日より実施するものとする。